

公益社団法人秦野市シルバー人材センター事業推進会議
設置規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）に事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置することにより、センターにおける事業の経営についての諸課題に対して総合的に対応し、効果的に執行することを目的とする。

(構成)

第2条 推進会議は、理事長、副理事長及び事務局長、並びに各専門部会、ひまわりの会及びふれあい倶楽部（以下「部会等」という。）の代表者をもって構成する。

(職務)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業の経営上の諸課題に対して総合的に対応すること
- (2) 中・長期基本計画に掲げる基本施策の実施主体、実施方法等に関すること
- (3) 中・長期基本計画の進行管理に関すること
- (4) 部会等間の総合調整に関すること
- (5) 前各号に定めるもののほか、事業の経営に関すること

(会議)

第4条 推進会議は、必要の都度、理事長が招集し、会議の議長となる。

2 理事長は、必要に応じて事業の経営上の課題を推進会議に提起し、検討を指示することができる。

3 推進会議は、必要があると認める場合、構成メンバー以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報酬)

第5条 報酬については、公益社団法人秦野市シルバー人材センター役員報酬等及び費用に関する規程（以下「規程」という。）に定めるとおりとする。

2 規程で定める役員以外の者が、第4条に定める会議に出席した

場合の報酬の額は、日額 3,000 円とする。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、センター事務局が担当する。

(委任)

第 7 条 この規程に定めのない事項及びこの規程の施行に関して必要な事項は、理事長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 8 月 22 日から施行し、令和 4 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター第 56 回定時総会終結の日から施行する。